

船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示案新旧対照条文

○	船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十号）	（第一条関係）	1
○	船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）	（第二条関係）	2
○	船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）	（第三条関係）	13
○	船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第六百五十四号）	（第四条関係）	21

改正案	現行
<p>(出入口及びはしご)</p> <p>第五条 規程第二百二十二条の四第一項第一号の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 一方の出入口及びこれに通じるはしごは、他方の出入口及びこれに通じるはしごと相互にできる限り離れた位置に配置されたものであること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 傾斜しているはしごにあつては、はしごの下面に開口が設けられていないこと。ただし、はしごが火災による危険から防護されている場合は、この限りでない。</p> <p>2 規程第二百二十二条の四第一項第二号の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 前項第四号に掲げる要件</p> <p>3 規程第二百二十二条の四第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 二の出入口は、相互にできる限り離れた位置に配置されたものであること。</p> <p>二 外洋航行船にあつては、少なくとも一の出入口が、当該区域の外部に至る場所まで火災による危険から防護された通路に通じるものであること。</p> <p>4〜6 (略)</p>	<p>(出入口及びはしご)</p> <p>第五条 規程第二百二十二条の四第一項第一号の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 出入口及びはしごは、相互にできる限り離れた位置に配置されたものであること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 規程第二百二十二条の四第一項第二号の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 規程第二百二十二条の四第三項の告示で定める要件は、少なくとも一の出入口が、当該機関区域の外部に至る場所まで火災による危険から防護された通路に通じるものであることとする。</p> <p>4〜6 (略)</p>

改正案	現行
<p>(送水管)</p> <p>第四条 送水管は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 送水管の径は、消火ポンプ (二個以上の消火ポンプを備え付けている場合にあつては、同時に作動中の二個の消火ポンプ) からの最大送水量 (第一種船及び第二種船以外の船舶 (移動式放水モニターを備え付ける船舶を除く。)) において最大送水量が毎時百四十四立方メートルを超える場合にあつては、毎時百四十四立方メートルを有効に分配するため十分なものであること。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 〵 4 (略)</p> <p>(水噴霧ランス)</p> <p>第八条の二 水噴霧ランスは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 水を噴霧することができるものであること。</p> <p>二 コンテナの壁を貫通することができる鋭い突起のついたノズルを備え付けていること。</p> <p>三 消火ホースに取り付けることができるものであること。</p> <p>四 第四条第一項第二号に掲げる要件</p> <p>(移動式放水モニター)</p> <p>第八条の三 移動式放水モニターは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 管海官庁が適当と認める構造のものであること。</p>	<p>(送水管)</p> <p>第四条 送水管は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 送水管の径は、消火ポンプ (二個以上の消火ポンプを備え付けている場合にあつては、同時に作動中の二個の消火ポンプ) からの最大送水量 (第一種船及び第二種船以外の船舶において最大送水量が毎時百四十四立方メートルを超える場合にあつては、毎時百四十四立方メートルを有効に分配するため十分なものであること。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 〵 4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

- 二 射水及び噴霧両用のものであること。
- 三 毎分千リットル以上の水を放出し、かつ、射水を暴露甲板上又はその上方に積載されたコンテナの最上段まで到達させることができるものであること。

四 第四条第一項第二号及び前条第三号に掲げる要件

(固定式イナート・ガス装置)

第十八条 固定式イナート・ガス装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

- 一 貨物タンク内のガスの状態が不活性となるように、酸素含有率が体積で五パーセント以下のイナート・ガスを必要に応じて貨物タンクに供給することができること。
- 二 新鮮な空気を貨物タンクに注入する場合を除き、貨物タンク内のガスの酸素含有率が体積で八パーセントを超えないようにすることができ、かつ、貨物タンク内を大気圧より高い圧力に維持することができること。
- 三 人が貨物タンク内に入る場合を除き、通常、新鮮な空気を貨物タンクに注入する必要があるものではないこと。
- 四 荷揚げの後、空の貨物タンク内の炭化水素ガスその他の可燃性ガスを減少させるため、イナート・ガスにより貨物タンク内のガスを置換することができること。
- 五 貨物ポンプの最大容量の百二十五パーセント以上に相当する供給率がイナート・ガスを供給することができること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。
- 六 腐食のおそれのある構成部品は、適正な材料で作られたものであること。
- 七 貨物タンクに生じる圧力が貨物タンクの試験圧力を超えないものであること。
- 八 可視可聴警報装置が表示する事項について、所定の値に達したときに固定式イナート・ガス装置及び構成部品が自動的に閉鎖するた

(固定式イナート・ガス装置)

第十八条 ボイラから発生する燃焼ガスを利用する固定式イナート・ガス装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

- 一 貨物タンク内のガスの状態が不活性となるように、酸素含有率が、通常、体積で五パーセント以下のイナート・ガスを必要に応じて貨物タンクに供給することができること。
- 二 新鮮な空気を貨物タンクに注入する場合を除き、貨物タンク内のガスの酸素含有率が体積で八パーセントを超えないようにすることができ、かつ、貨物タンク内を大気圧より高い圧力に維持することができること。
- 三 人が貨物タンク内に入る場合を除き、通常、新鮮な空気を貨物タンクに注入する必要があるものではないこと。
- 四 荷揚げの後、空の貨物タンク内の炭化水素量を減少させるため、イナート・ガスにより貨物タンク内のガスを置換することができること。
- 五 貨物タンクの洗浄が、不活性なガスの状態において実施することができること。
- 六 貨物タンク内のガスを新鮮な空気で置換することができること。
- 七 始動時の機能を安定させるための装置が取り付けられていること。
- 八 貨物ポンプの最大容量の百二十五パーセント以上に相当する供給率がイナート・ガスを供給することができること。
- 九 次に掲げる要件に適合するスクラパーが備え付けられていること。

めの措置が講じられたものであること。

九 イナート・ガス発生装置の排出口には、適当な閉鎖装置が取り付けられていること。

十 イナート・ガス供給管内のイナート・ガスの酸素含有率が体積で五パーセントを超えた場合にイナート・ガスを自動的に大気中へ排気することができること。

十一 始動時の機能を安定させるための装置が取り付けられていること。

十二 新鮮な空気を貨物タンクに注入するために送風機が用いられる場合には、送風機の吸気側に適当な閉鎖装置が取り付けられていること。

十三 次に掲げる逆流防止装置をそれぞれ備え付けていること。

イ 次に掲げる要件に適合するウォーター・シール（ウォーター・

シールと同等の装置を含む。）

(1) 十分な量の水を供給することができる二個の互いに独立したポンプが備え付けられていること。

(2) 給水管及びドレン管は、管海官庁が適当と認めるものであること。

(3) 貨物タンクの試験圧力に相当する圧力において、固定式イナート・ガス装置への蒸気又は液体の逆流を防止することができること。

(4) ウォーター・シールの氷結を防止するための措置が講じられていること。

ロ 次に掲げる要件に適合する逆止弁（逆止弁と同等の装置を含むこと。）

(1) 第十三号イのウォーター・シールの下流側におけるイナート・ガス供給管の管海官庁が適当と認める位置に取り付けられていること。

(2) 積極閉鎖装置が取り付けられていること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

イ イナート・ガスを有効に冷却することができること。

ロ 残留固形物及び硫黄燃焼物を効果的に除去することができること。

ハ 十分な量の冷却水を供給することができる二個の互いに独立したポンプが備え付けられていること。

ニ 送風機に送り込まれる水の量をできる限り少なくするためにフィルター又はこれと同等の装置が取り付けられていること。

十 ボイラの煙路とスクラバーとの間のイナート・ガス供給管には、適当な燃焼ガス遮断弁及びその開閉状態を指示する装置が取り付けられていること。

十一 安全な保守を行うことができるように、燃焼ガス遮断弁とスクラバーとの間のイナート・ガス供給管又はスクラバーのガス流入口には、ウォーター・シールその他の燃焼ガスの漏えいを有効に防止するための装置が取り付けられていること。

十二 次の要件に適合する二台以上の送風機を備えていること。

イ すべての送風機が作動する場合において、少なくとも第八号に規定する供給率以上の供給率でイナート・ガスを供給することができること。

ロ すべての送風機が作動する場合において、貨物タンクに生じる圧力が貨物タンクの試験圧力を超えないものであること。

ハ 各送風機の吸気側及び排気側には、適当な閉鎖装置が取り付けられていること。

ニ 第二十二号イからハまでに掲げる事項について、所定の値に達したときに送風機を停止することができる装置が取り付けられていること。

十三 送風機の排気側におけるイナート・ガス供給管には、次に掲げる基準に適合する制御弁が取り付けられていること。

イ 第二十二号イからハまでに掲げる事項について、所定の値に達したときに自動的に閉鎖するための措置が講じられていること。

ロ 送風機の送風量を自動的に制御する措置が講じられていない場

十四 イナート・ガス供給管は、管海官庁が適当と認めるものであること。

十五 固定式イナート・ガス装置の制御盤には、当該装置の作動状態が表示されていること。

十六 イナート・ガスが供給されている間、逆流防止装置の下流側におけるイナート・ガス供給管内のガスの圧力及びイナート・ガス供給管内のガスの酸素含有率を継続的に指示し、かつ、恒久的に記録するための装置が取り付けられていること。

十七 貨物タンク内のガスの酸素及び炭化水素の含有率を測定するため、適当な持運び式計測器を備え、かつ、必要なタンク取付け物が取り付けられていること。

十八 前二号に規定するもののほか、イナート・ガスの圧力及び酸素含有率を常時指示する装置が、管海官庁が適当と認めるところにより取り付けられていること。

十九 前三号に規定する酸素含有率の計測に係る装置を調整するための措置が講じられていること。

二十 次に掲げる事項を表示するため可視可聴警報装置が取り付けられていること。

イ イナート・ガス供給管内のイナート・ガスの酸素含有率が体積で五パーセントを超えること。

ロ 第十六号の装置の動力源の故障

ハ 逆流防止装置の下流側におけるイナート・ガス供給管内の圧力が低いこと。

ニ 逆流防止装置の下流側におけるイナート・ガス供給管内の圧力が高いこと。

ホ 自動制御装置の動力源の故障

二十一 前号ハに掲げる事項について、所定の値に達したときに、可聴警報を発し、又は貨物ポンプを自動的に停止する装置（可聴警報装置にあつては、前号の可視可聴警報装置から独立したものに限り）が備え付けられていること。

合には、貨物タンクへのイナート・ガスの流入量を自動的に制御するための措置が講じられていること。

ハ 送風機の故障の際に、自動的に閉鎖するための措置が講じられていること。

十四 貨物タンクから機関区域及び煙路へ炭化水素のガス又は蒸気が逆流することを防止するために、次に掲げる要件に適合するウォーター・シールが前号の制御弁の下流側に備え付けられていること。

イ 十分な量の水を供給することができる二個の互いに独立したポンプが備え付けられていること。

ロ 給水管及びドレン管は、管海官庁が適当と認めるものであること。

ハ 貨物タンクの試験圧力に相当する圧力の炭化水素のガス又は蒸気の逆流を防止することができること。

ニ ウォーター・シールの氷結を防止するための措置が講じられていること。

十五 前号のウォーター・シールの下流側におけるイナート・ガス供給管には、積極閉鎖装置付きの逆止弁（逆止弁と同等の装置を含む。以下同じ。）が取り付けられていること。

十六 制御弁と逆止弁との間のイナート・ガス供給管に、制御弁を閉じた場合に安全に当該イナート・ガス供給管内を通気することができる装置が取り付けられていること。

十七 逆止弁の下流側におけるイナート・ガス供給管は、管海官庁が適当と認めるものであること。

十八 イナート・ガスが供給されている間、逆止弁の下流側におけるイナート・ガス供給管内のガスの圧力及び送風機の排気側におけるイナート・ガス供給管内のガスの酸素含有率を継続的に指示し、かつ、恒久的に記録するための装置が取り付けられていること。

十九 貨物タンク内のガスの酸素及び炭化水素の含有率を測定するため、適当な持運び式計測器を備え、かつ、必要なタンク取付け物が取り付けられていること。

二十 前二号に規定するもののほか、イナート・ガスの温度、圧力及び酸素含有率を継続的に指示する装置が、管海官庁が適当と認めるところにより取り付けられていること。

二十一 前三号に規定する酸素含有率の計測に係る装置を調整するための措置が講じられていること。

二十二 次に掲げる事項を表示するため可視可聴警報を発する装置が取り付けられていること。

イ スクラバーに対する水の供給圧力が低いこと又はスクラバーに対する水の供給量が少ないこと。

ロ スクラバー内の水位が高いこと。

ハ イナート・ガス供給管内の温度が高いこと。

ニ 送風機の故障

ホ イナート・ガス供給管内のイナート・ガスの酸素含有率が体積で八パーセントを超えること。

ヘ 制御弁の自動制御装置の動力源及び第十八号の装置の動力源の故障

ト 第十四号のウォーター・シールの水位が低いこと。

チ 逆止弁の下流側におけるイナート・ガス供給管内の圧力が低いこと。

リ 逆止弁の下流側におけるイナート・ガス供給管内の圧力が高いこと。

(新設)

2

前項の規定によるほか、ボイラ又は専用のイナート・ガス発生装置から発生する燃焼ガスを利用する固定式イナート・ガス装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 専用のイナート・ガス発生装置には、十分な量の燃料油を当該装置に供給することができる二個の燃料油ポンプが備え付けられてい

ること。

二 イナート・ガス供給管には、次に掲げる基準に適合する制御弁が取り付けられていること。

イ 第九号及び前項第二十号に掲げる事項について、所定の値に達したときに自動的に閉鎖するための措置が講じられていること。

ロ イナート・ガスの流量を自動的に制御する手段が講じられていない場合には、貨物タンクへのイナート・ガスの流入量を自動的に制御するための措置が講じられていること。

三 次に掲げる要件に適合するスクラバーが備え付けられていること。

イ イナート・ガスを有効に冷却することができること。

ロ 残留固形物及び硫黄燃焼物を効果的に除去することができること。

ハ 十分な量の冷却水を供給することができる二個の互いに独立したポンプが備え付けられていること。

ニ 送風機に送り込まれる水の量をできる限り少なくするためにフィルター又はこれと同等の装置が取り付けられていること。

四 次の要件に適合する二台以上の送風機を備えていること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

イ 全ての送風機が作動する場合において、前項第五号に規定する供給率以上の供給率でイナート・ガスを供給することができること。

ロ 送風機が二台の場合は、各送風機からのイナート・ガスの供給率がイの供給率の三分の一以上であることとし、それ以外の場合にあつても、各送風機からのイナート・ガス供給率の負担は可能な限り均等になるようにすること。

ハ 過圧が生じるおそれのある送風機は、過圧防止装置を備え付けたものであること。

五 ボイラの煙路とスクラバーとの間のイナート・ガス供給管には、適当な燃焼ガス遮断弁及びその開閉状態を指示する装置が取り付け

られていること。

六 閉囲された区域に備え付けられたスクラバー及び送風機には、燃焼ガスの漏えいを有効に防止するための措置が講じられていること。

七 安全な保守を行うことができるように、燃焼ガス遮断弁とスクラバーとの間のイナート・ガス供給管又はスクラバーのガス流入口には、ウォーター・シールその他の燃焼ガスの漏えいを有効に防止するための装置が取り付けられていること。

八 イナート・ガスが供給されている間、固定式イナート・ガス装置の排気側における温度を継続的に指示する装置が、管海官庁が適当と認めるところにより取り付けられていること。

九 次に掲げる事項を表示するため可視可聴警報装置が取り付けられていること。

イ 専用のイナート・ガス発生装置への燃料の供給が不十分になったこと。

ロ 専用のイナート・ガス発生装置の動力源の故障

ハ スクラバーに対する水の供給圧力が低いこと又はスクラバーに対する水の供給量が少ないこと。

ニ スクラバー内の水位が高いこと。

ホ イナート・ガス供給管内の温度が高いこと。

ヘ 送風機の故障

ト ウォーター・シールの水位が低いこと。

3 第一項の規定によるほか、専用のイナート・ガス発生装置から発生する窒素を利用する固定式イナート・ガス装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 第一項第五号に規定する供給率以上の供給率でイナート・ガスを供給することができる空気圧縮機を一台以上備えていること。

二 圧縮空気から水分、粒子状物質及び微量の油を除去することができる装置を備えていること。

三 専用のイナート・ガス発生装置の吸気側における空気の温度及び

(新設)

圧力を継続的に指示する装置が、管海官庁が適当と認めるところにより取り付けられていること。

四 次に掲げる事項を表示するため可視可聴警報装置が取り付けられていること。

イ 空気圧縮機からの吐出力又は流量が低下したこと。

ロ 専用のイナート・ガス発生装置の吸気側における空気の温度が高いこと。

ハ 圧縮空気から除去した水の自動排水装置内の水位が上昇したことを。

4 電気過熱器が備え付けられている場合には、当該装置の故障専用のイナート・ガス発生装置を有する固定式イナート・ガス装置

(前二項の固定式イナート・ガス装置を除く。)その他管海官庁が前三項の規定を適用することが構造上困難であると認めるものについては、前三項の規定にかかわらず管海官庁の指示するところによるものとする。

(消火ポンプ)

第三十八条 規則第三十六条第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 移動式放水モニターを備え付ける場合には、前二号の要件に加えて、当該モニターからの射水が暴露甲板又はその上方に積載されたコンテナの最上段まで達するために必要な圧力で、当該モニターが接続される全ての消火栓により給水できるものであること。

(消火ポンプ)

第四十四条 規則第五十三条第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 規則第五十三条第一項の規定により二個の消火ポンプを備え付ける場合には、当該消火ポンプの合計能力は、船舶機関規則第七十八条

2 専用のイナート・ガス発生装置を備え付ける固定式イナート・ガス装置その他管海官庁が前項の規定を適用することが構造上困難であると認めるものについては、前項の規定にかかわらず管海官庁の指示するところによるものとする。

(消火ポンプ)

第三十八条 規則第三十六条の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(新設)

(消火ポンプ)

第四十四条 規則第五十三条第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 規則第五十三条第一項の規定により二個の消火ポンプを備え付ける場合には、当該消火ポンプの合計能力は、船舶機関規則第七十八

に規定するビルジ・ポンプに必要とされる能力を有するビルジ・ポンプが吸引することができる量の三分の四以上の量の水を消火のために送ることができるものであること。ただし、移動式放水モニターを備え付ける船舶を除き、当該合計能力は、毎時百八十五立方メートルを超えることを要しない。

二・三 (略)

四 第三十八条第一項第四号に掲げる要件

2・3 (略)

(固定式イナート・ガス装置の備付方法)

第四十五条 規則第五十七条の三第二項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一 置換用のガス排出口は、ガスが発火するおそれのない開放された場所の適当な位置に設けること。

二 逆流防止装置は、貨物タンク及び貨物タンクに隣接する場所の頂部の甲板上の場所に配置すること。

三 イナート・ガス供給管は、居住区域、業務区域及び制御場所に設けないこと。

四 イナート・ガスが供給されている間、逆流防止装置の下流側におけるイナート・ガス供給管内のガスの圧力及びイナート・ガス供給管内のガスの酸素含有率を継続的に指示し、かつ、恒久的に記録するための装置は、貨物制御室その他の荷役に従事する職員が容易に近づくことができる位置に取り付けること。

五 固定式イナート・ガス装置について、第十八条第一項第二十号イ、ハ及びホに掲げる事項を表示するため可視可聴警報装置は、機関区域及び貨物制御室その他の荷役に従事する職員が容易に近づくことができる位置に取り付けること。

六 固定式イナート・ガス装置の設置場所には、次に掲げる要件に適合する固定式酸素検知装置を備え付けること。

イ 二個の酸素検知器が備え付けられていること。

条に規定するビルジ・ポンプに必要とされる能力を有するビルジ・ポンプが吸引することができる量の三分の四以上の量の水を消火のために送ることができるものであること。ただし、当該合計能力は、毎時百八十五立方メートルを超えることを要しない。

二・三 (略)

(新設)

2・3 (略)

(固定式イナート・ガス装置の備付方法)

第四十五条 規則第五十七条の三第二項第六号の告示で定める事項は、第十八条第一項第二十二号ホ、ヘ及びチに掲げる事項とする。

ロ 酸素濃度が十九パーセント以下に低下した場合に警報を発する可視可聴警報装置が、管海官庁が適当と認めるところにより取り付けられていること。

七 燃焼ガスを利用する固定式イナート・ガス装置のイナート・ガス供給管の制御弁は、当該供給管が貫通するガス保安区域（ガスの流入により引火又は有毒の危険が生ずる場所をいう。）の前部の隔壁に取り付けること。

八 燃焼ガスを利用する専用のイナート・ガス発生装置を有する場合には、当該装置は、貨物タンク区域の外部であつて、居住区域、業務区域又は制御場所に直接通じる開口を有しない区域のうち、ガスの隔壁又は甲板によつて閉囲された区域に配置すること。ただし、当該装置を機関室に配置する場合は、この限りでない。

九 前号の閉囲された区域には、給気式機械通風装置を備え付けること。

十 窒素を利用する専用のイナート・ガス発生装置を有する場合には、当該装置は、居住区域、業務区域又は制御場所に直接通じる開口を有しない区域のうち、閉囲された区域に配置すること。ただし、当該装置を機関室に配置する場合は、この限りでない。

十一 前号の閉囲された区域には、一時間につき当該閉囲された区域の容積の六倍以上の容積の空気を換気することができる排気式機械通風装置を備え付けること。

十二 閉囲された区域に窒素タンクを配置する場合には、当該区域は、次に掲げる要件に適合していること。

イ 開放された甲板からのみ人が出入りすることができること。

ロ 出入口の戸は、外開きのものであること。

ハ 他の通風装置から独立した排気式機械通風装置が備え付けられていること。

十三 専用のイナート・ガス発生装置（第八号及び第十号のイナート・ガス発生装置を除く。）を有する固定式イナート・ガス装置を備え付ける場合その他管海官庁が必要と認める場合には、前各号の規

定にかかわらず、管海官庁が適当と認める基準によらなければならない。

改 正 案

現 行

（通風装置）

第十条（略）

2 規則第十六条第一項第二号の告示で定める措置は、居住区域、業務区域又は制御場所の通風用のダクトに関し次に掲げる措置を講ずることとする。

一 貫通する各甲板の貫通部付近に自動閉鎖型防煙ダンパーが取り付けられ、かつ、それより上方の保護された甲板から手動で閉鎖することができること。

二 単一の送風機から分離されたダクト（同一の主垂直区域内にあるものに限る。）であつて、各ダクトの開口が一の甲板間に配置される場合にあつては、前号の規定にかかわらず、当該送風機の近くに手動により閉鎖することができる防煙ダンパーが取り付けられていること。

3 規則第十六条第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 断面積が〇・〇七五平方メートル以上のダクト及び甲板を貫通する垂直ダクトは、鋼又は鋼と同等の材料のものであり、かつ、当該ダクトを構成する防熱材その他の構成材にあつては、不燃性材料のものであること。ただし、管海官庁がその用途等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

二 断面積が〇・〇七五平方メートル未満のダクト（甲板を貫通する垂直ダクトを除く。）は、鋼又は鋼と同等の材料のものであり、かつ、当該ダクトを構成する防熱材その他の構成材にあつては、不燃性材料のものであること。ただし、管海官庁がその用途等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

三 A級仕切りを貫通するダクト（断面積が〇・〇二平方メートル以下のものを除く。）の当該仕切りの近くの部分は、次に掲げる要件

（通風装置）

第十条（略）

（新設）

2 規則第十六条第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 断面積が〇・〇七五平方メートル以上のダクト及び甲板を貫通する垂直ダクトは、鋼又は鋼と同等の材料のものであること（貨物区域内のものを除く。）。

二 断面積が〇・〇七五平方メートル未満のダクト（甲板を貫通する垂直ダクトを除く。）は、鋼又は鋼と同等の材料のものであること（貨物区域内のものを除く。）。ただし、断面積が〇・〇二平方メートル以下、長さが二メートル以下のダクトであつて管海官庁が適当と認めるものについては、この限りでない。

三 A級仕切りを貫通するダクト（断面積が〇・〇二平方メートル以下のものを除く。）の当該仕切りの近くの部分は、次に掲げる要件

に適合するものであること。

イ 適当な厚さの鋼で造られ、かつ、適当に支持され及び補強されたものであること。ただし、管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

ロ 貫通する仕切りと同等の耐火性（面積が〇・〇七五平方メートルを超えるダクトにあつては、管海官庁が適当と認める耐火性）を有するものであること。

ハ (略)

四 B級仕切りの隔壁を貫通するダクト（断面積が〇・〇二平方メートル以下のものを除く。）の当該仕切りの近くの部分は、鋼製のものであること。ただし、管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

五・六 (略)

七 調理室のレンジからの排気用のダクトは、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ〜ハ (略)

ニ ダクトの両端に、調理室の入口付近から閉鎖することができる調理室の境界となる仕切りと同等の耐火性を有する防火ダンパー（ダクトの下端に設けるものにあつては、自動閉鎖型のもの）が取り付けられていること。ただし、管海官庁が防火ダンパーの構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

ホ 検査及び清掃のため、有効なハッチが適当な場所に配置されたものであること。

八 主洗濯室（大型業務用洗濯機等が設置され、主として船員が業務として旅客室の敷布等の洗濯及び乾燥等を行う部屋をいう。以下同じ。）及び床面積が四平方メートルを超える乾燥室（次号において「乾燥室」という。）からの排気用のダクトは、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ (略)

に適合するものであること。

イ 鋼製のものであること。ただし、管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

ロ 貫通する仕切りと同等の耐火性を有するものであること。

ハ (略)

四 B級仕切りの隔壁を貫通するダクト（断面積が〇・〇二平方メートル以下のものを除く。）の当該仕切りの近くの部分は、前号イに掲げる要件に適合するものであること。

五・六 (略)

七 調理室からの排気用のダクトは、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ〜ハ (略)

ニ ダクトの両端に、調理室の入口付近から閉鎖することができる調理室の境界となる仕切りと同等の耐火性を有する防火ダンパー（ダクトの下端に設けるものにあつては、自動閉鎖型のもの）が取り付けられていること。

(新設)

八 旅客定員が三六人を超える旅客船の主洗濯室（大型業務用洗濯機等が設置され、主として船員が業務として旅客室の敷布等の洗濯及び乾燥等を行う部屋をいう。以下同じ。）からの排気用のダクトは、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ (略)

ロ ダクトの下端に自動閉鎖型の防火ダンパー（当該ダンパーを取り付けている室内において遠隔で操作できるものに限る。）が取り付けられていること。

九 主洗濯室及び乾燥室内において、当該室内で使用する送風機を停止するための遠隔操作装置が備え付けられていること。

十・十一 (略)

十二 第三号及び第六号から第八号までの規定により取り付けられる防火ダンパーは、次に掲げる要件に適合するものであること。ただし、管海官庁が防火ダンパーの構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

イ 仕切りの両側から閉鎖することができること。

ロ 取り付け位置において、手動により開閉することができること。

ハ 開閉状態を示す表示器が取り付けられていること。

(準用規定)

第二十一条 (略)

2 第三条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定(第六条第一項第二号及び第四号を除く。)は、規則第二十七条第一項において準用する規則第八条第二項、第九条第三項、第十条第一項、第十一条の二、第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第十四条第二項、第三項及び第四項、第十五条、第十六条第一項第二号及び同条第二項、第十六条の二、第十六条の三、第十七条第一項及び第二項、第十九条第一項及び第三項、第二十条第四項及び第六項、第二十二條第二項第二号、同条第三項並びに第二十三条第一項の規定について準用する。この場合において、第六条第二項中「前条」とあるのは「第二十条」と、「別表第三及び別表第四」とあるのは「別表第五(甲板に係る部分に限る。）」及び別表第七」と、第七条第一項中「旅客定員が三十六人以下の船舶にあっては、自動スプリンクラ装置」とあるのは「自動スプリンクラ装

ロ ダクトの下端に自動閉鎖型の防火ダンパー（主洗濯室内において遠隔で操作できるものに限る。）が備え付けられていること。

九 主洗濯室内において、送風機を停止するための遠隔操作装置が備え付けられていること。

十・十一 (略)

(新設)

(準用規定)

第二十一条 (略)

2 第三条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定(第六条第一項第二号及び第四号を除く。)は、規則第二十七条第一項において準用する規則第八条第二項、第九条第三項、第十条第一項、第十一条の二、第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第十四条第二項、第三項及び第四項、第十五条、第十六条第二項、第十六条の二、第十六条の三、第十七条第一項及び第二項、第十九条第一項及び第三項、第二十条第四項及び第六項、第二十二條第二項第二号、同条第三項並びに第二十三条第一項の規定について準用する。この場合において、第六条第二項中「前条」とあるのは「第二十条」と、「別表第三及び別表第四」とあるのは「別表第五(甲板に係る部分に限る。）」及び別表第七」と、第七条第一項中「旅客定員が三十六人以下の船舶にあっては、自動スプリンクラ装置」とあるのは「自動スプリンクラ装置」と、同条第二項第

置」と、同条第二項第二号中「車両区域の出入口に設けるものであって自動閉鎖の動力開閉装置を有するもの」とあるのは「通常閉鎖されているもの」と、「制御場所（規則第五十六条の船舶にあっては、同条に規定する中央制御場所。次項において同じ。）」とあるのは「制御場所」と、第十条第二項第二号中「同一の主垂直区域内」とあるのは「主垂直区域に区分されている船舶にあっては同一の主垂直区域内」と、第十条第三項第七号中「排気用のダクト」とあるのは「排気用のダクトであつて、居住区域又は可燃性物質のある場所を通るもの」と、同号口中「居住区域、業務区域又は制御場所を通るものにあつては、当該場所の部分はA六〇級」とあるのは「A六〇級」と読み替えるものとする。

3 5 (略)

(隔壁及び甲板)

第二十三条 (略)

2 甲板(限定近海船にあっては、車両甲板区域、機関区域及び調理室の境界となる甲板に限る。)に係る規則第二十七条の五第一項の告示で定める仕切りは、当該甲板の隣接する場所に応じて、別表第九に定める仕切りとする。

3 4 (略)

(耐火性仕切りにおける開口等)

第二十五条 規則第二十七条の七第一項において準用する規則第十三条

第三項及び第十四条第二項の告示で定める要件は、それぞれ第七条第

二項第一号及び第八条第一項第一号に掲げる要件とする。

2 (略)

3 (略)

二号中「車両区域の出入口に設けるものであって自動閉鎖の動力開閉装置を有するもの」とあるのは「通常閉鎖されているもの」と、「制御場所（規則第五十六条の船舶にあっては、同条に規定する中央制御場所。次項において同じ。）」とあるのは「制御場所」と、第十条第七号中「排気用のダクト」とあるのは「排気用のダクトであつて、居住区域又は可燃性物質のある場所を通るもの」と読み替えるものとする。

3 5 (略)

(隔壁及び甲板)

第二十三条 (略)

2 甲板(限定近海船にあっては、車両甲板区域、機関区域及び調理室の境界となる隔壁に限る。)に係る規則第二十七条の五第一項の告示で定める仕切りは、当該隔壁の隣接する場所に応じて、別表第九に定める仕切りとする。

3 4 (略)

(耐火性仕切りにおける開口等)

第二十五条 (新設)

2 (略)

3 (略)

(通風装置)

第二十六条 (略)

2 規則第二十七条の八第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 鋼又は鋼と同等の材料のものであり、かつ、当該ダクトを構成する防熱材その他の構成材にあつては、不燃性材料のものであること。ただし、管海官庁がその用途等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

二 A級仕切りを貫通するダクト(断面積が 0.02 平方メートル以下のもを除く。)の当該仕切りの近くの部分は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 適当な厚さの鋼で造られ、かつ、適当に支持され及び補強されたものであること。ただし、管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

ロ 貫通する仕切りと同等の耐火性(面積が 0.075 平方メートルを超えるダクトにあつては、管海官庁が適当と認める耐火性)を有するものであること。

ハ (略)

三 B級仕切りの隔壁を貫通するダクト(断面積が 0.02 平方メートル以下のもを除く。)の当該仕切りの近くの部分は、鋼製のものであること。ただし、管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

四 調理室のレンジからの排気用のダクトは、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 居住区域又は可燃性物質のある場所を通るものは、当該場所内の部分が適当な厚さの鋼で造られ、かつ、適当に支持され及び補強されたものであること。

ロ 第十条第三項第七号ハ及びニに掲げる要件

(削除)

(通風装置)

第二十六条 (略)

2 規則第二十七条の八第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 鋼又は鋼と同等のものであること。ただし、断面積が 0.02 平方メートル以下、長さが二メートル以下のダクトであつて管海官庁が適当と認めるものについては、この限りでない。

二 A級仕切りを貫通するダクト(断面積が 0.02 平方メートル以下のもを除く。)の当該仕切りの近くの部分は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 鋼製のものであること。ただし、管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

ロ 貫通する仕切りと同等の耐火性を有するものであること。

ハ (略)

三 B級仕切りの隔壁を貫通するダクト(断面積が 0.02 平方メートル以下のもを除く。)の当該仕切りの近くの部分は、前号イに掲げる要件に適合するものであること。

四 調理室のレンジからの排気用のダクトであつて居住区域又は可燃性物質のある場所を通るものは、当該場所内の部分がA級仕切りと同等の耐火性を有するものであること。

五 前号のダクトには、容易に取り外すことができるグリース止め及

五 第十条第三項第十号及び第十一号に掲げる要件

六 第二号及び第四号の規定により取り付けられる防火ダンパーは、第十条第三項第十二号に掲げる要件に適合するものであること。ただし、管海官庁がその構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(可燃性材料の使用制限)

第二十七条 (略)

2 第二十七条の十第五項の告示で定める量は、その使用される厚さにつき毎平方メートル四五メガジュールとする。

(ロールオン・ロールオフ貨物区域の防火措置)

第二十八条 規則第二十七条の十二第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 一六 (略)

七 発火源とならないよう措置が講じられていること(燃料電池自動車等(船舶設備規程(昭和九年逓信省令第六号)第三百二条の十一の燃料電池自動車等をいう。次号において同じ。)を積載するための当該ロールオン・ロールオフ貨物区域に限る。)

八 吸気口及び排気口には、火炎の侵入を防ぐ適当な防火金網を取り付けたものであること(燃料電池自動車等を積載するための当該ロールオン・ロールオフ貨物区域に限る。)

(準用規定)

第二十九条 (略)

2 第十三条及び第十五条第一項の規定は、規則第二十七条の十三第一項及び第二項において準用する規則第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第一項の規定について準用する。

びダクトの両端に防火ダンパーが取り付けられていること。

六 第十条第二項第九号に掲げる要件

(新設)

(可燃性材料の使用制限)

第二十七条 (略)

2 第二十九条の九第五項の告示で定める量は、その使用される厚さにつき毎平方メートル四五メガジュールとする。

(ロールオン・ロールオフ貨物区域の防火措置)

第二十八条 規則第二十七条の十二第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 一六 (略)

(新設)

(新設)

(準用規定)

第二十九条 (略)

2 第十三条、第十四条及び第十五条第一項の規定は、規則第二十七条の十三第一項及び第二項において準用する規則第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第一項の規定について準用する。

(兼用船のスロップ・タンクの隔離等)

第三十一条 (略)

2 規則第二十九条の二第四項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(準用規定)

第三十七条 第十三条、第十五条第一項、第十七条第一項及び第三項、第二十四条から第二十六条まで並びに第二十七条の規定は、規則第四十二条第一項において準用する規則第十七条第一項及び第二項、第十九条第一項、第二十二條第一項及び第三項、第二十七条の六第五項、第二十七条の七第一項から第三項、第二十七条の八並びに第二十七条の十第四項及び第五項の規定について準用する。

2 第十七条第一項及び第三項、第二十五条及び第二十六条の規定は、規則第四十二条第二項において準用する規則第二十二条第一項及び第三項、第二十七条の七第一項から第三項並びに第二十七条の八の規定について準用する。

(準用規定)

第四十条 第二十五条第一項及び第二項並びに第二十八条(第五号を除く。)の規定は、規則第四十五条において準用する規則第二十七条の七第一項及び第二項並びに第二十七条の十二第一項の規定について準用する。

(火災時に安全帰港するための措置)

第四十六条の二 規則第五十六条の二の告示で定める装置等は、次に掲げるものとする(当該装置等が設置されていない場合を除く。)

一 十二 (略)

十三 船舶消防設備規則第五条第六号に規定する固定式水系消火装置

十四 十九 (略)

(兼用船のスロップ・タンクの隔離等)

第三十一条 (略)

2 規則第二十九条の二第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(準用規定)

第三十七条 第十三条、第十五条第一項、第十七条第一項及び第三項、第二十四条から第二十六条まで並びに第二十七条の規定は、規則第四十二条第一項において準用する規則第十七条第一項及び第二項、第十九条第一項、第二十二條第一項及び第三項、第二十七条の六第五項、第二十七条の七第二項及び第三項、第二十七条の八並びに第二十七条の十第四項及び第五項の規定について準用する。

2 第十七条第一項及び第三項、第二十五条及び第二十六条の規定は、規則第四十二条第二項において準用する規則第二十二条第一項及び第三項、第二十七条の七第二項及び第三項並びに第二十七条の八の規定について準用する。

(準用規定)

第四十条 第二十五条第一項及び第二十八条(第五号を除く。)の規定は、規則第四十五条において準用する規則第二十七条の七第二項及び第二十七条の十二第一項の規定について準用する。

(火災時に安全帰港するための措置)

第四十六条の二 規則第五十六条の二の告示で定める装置等は、次に掲げるものとする(当該装置等が設置されていない場合を除く。)

一 十二 (略)

(新設)

十三 十八 (略)

2

(略)

2

(略)

○ 船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第六百五十四号）（第四条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（騒音レベルの許容値）</p> <p>第二条 規程第百十五條の四の三第一項第一号の告示で定める値は、場所及び船舶の総トン数ごとに別表第一に掲げる値とする。</p> <p>（居住区域における隔壁及び甲板の遮音性能）</p> <p>第三条 規程第百十五條の四の三第一項第二号の告示で定める要件は、別表第二の左欄に掲げる設置場所に応じ、それぞれ重みつき音響透過損失が同表の右欄に定める値以上であることをとする。</p> <p>（騒音から船員を保護するために備える設備及び備品）</p> <p>第四条 規程第百十五條の四の三第二項第一号の告示で定める設備及び備品とは、騒音レベルが八十五デシベルを超える場所に対して備え付けられるものであつて、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（騒音レベルの許容値）</p> <p>第二条 規程第百十五條の四の二第一項第一号の告示で定める値は、場所及び船舶の総トン数ごとに別表第一に掲げる値とする。</p> <p>（居住区域における隔壁及び甲板の遮音性能）</p> <p>第三条 規程第百十五條の四の二第一項第二号の告示で定める要件は、別表第二の左欄に掲げる設置場所に応じ、それぞれ重みつき音響透過損失が同表の右欄に定める値以上であることをとする。</p> <p>（騒音から船員を保護するために備える設備及び備品）</p> <p>第四条 規程第百十五條の四の二第二項第一号の告示で定める設備及び備品とは、騒音レベルが八十五デシベルを超える場所に対して備え付けられるものであつて、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示案新旧対照条文

○ 漁船の基準を定める告示（平成十四年農林水産省・国土交通省告示第五号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（消火ポンプ）</p> <p>第二条 総トン数千トン以上の一般漁船に備え付ける消火ポンプに係る規程第五十一条の七の告示で定める要件は、船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）第四十四条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるとおりとする。</p> <p>2 総トン数五百トン以上千トン未満の一般漁船に備え付ける消火ポンプに係る規程第五十一条の七の告示で定める要件は、船舶の消防設備の基準を定める告示第三十八条第三号及び第四号に掲げるとおりとする。</p>	<p>（消火ポンプ）</p> <p>第二条 総トン数千トン以上の一般漁船に備え付ける消火ポンプに係る規程第五十一条の七の告示で定める要件は、船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）第四十四条第一項第一号及び第二号に掲げるとおりとする。</p> <p>2 総トン数五百トン以上千トン未満の一般漁船に備え付ける消火ポンプに係る規程第五十一条の七の告示で定める要件は、消防設備の基準を定める告示第三十八条第三号に掲げるとおりとする。</p>

